

# 狂犬病予防注射



犬の登録は生涯1回ですが、狂犬病予防注射は毎年必ず受けなければなりません。登録している人は郵送されたはがきを注射会場まで持参してください。

環境安全課  
生活環境担当  
☎ 32-9321

注射実施日	注射会場	注射時間
4月6日 (日)	笹波集会所前	10:30 ~ 10:55
	旧西浦農協支所前	11:00 ~ 11:30
	役場富来支所(車庫側)	13:00 ~ 15:00
4月7日 (月)	熊野多目的集会所	10:30 ~ 10:50
	日下田防火用水前	10:55 ~ 11:00
	町居バス停留所前	11:05 ~ 11:15
	旧熊野小学校グラウンド側駐車場	11:20 ~ 11:30
	福浦港漁協前	11:40 ~ 12:00
	七海会館前	13:10 ~ 13:30
	大福寺能登富士ふれあい文化センター駐車場	13:45 ~ 14:00
	稲敷クラブ前	14:10 ~ 14:20
	旧西増穂農協支所前	14:30 ~ 15:00
4月8日 (火)	旧稗造農協支所跡前	11:00 ~ 11:15
	旧富来川農協支所前	11:20 ~ 11:50
	赤崎漁協前	13:10 ~ 13:30
	西海高齢者等活性化センター	13:40 ~ 14:00
	東増穂公民館	14:10 ~ 15:00
4月10日 (木)	土田公民館前	10:00 ~ 11:00
	仏木集会所前	11:10 ~ 11:30
	上熊野公民館前	11:40 ~ 12:00
	米町自転車道路休憩所前	13:10 ~ 13:40
	志賀町林業拠点センター前	13:50 ~ 14:10
4月11日 (金)	末吉集会所前	14:20 ~ 15:00
	出雲バス停前	10:00 ~ 10:10
	志賀農協加茂支店前	10:20 ~ 10:40
	矢駄集会所前	10:50 ~ 11:10
	志賀農協下甘田支店前	11:20 ~ 11:50
	志賀農協中甘田支店前	13:00 ~ 13:30
4月13日 (日)	大島集会所前	13:40 ~ 14:20
	甘田集会所前	14:30 ~ 15:00
	赤住公民館前	10:00 ~ 10:20
	百浦集会所前	10:30 ~ 11:00
4月13日 (日)	志賀農協志加浦支店前	11:10 ~ 11:50
	志賀町役場裏車庫前	13:00 ~ 15:00

## ～ 町立富来病院からのお知らせ～



募集

返済免除

平成26年度町立富来病院看護師等修学資金

### 修学資金で富来病院の看護師に！

この修学資金は富来病院に勤務する看護師の確保を目的としています。基本的に返済は免除されますが、卒業後、直ちに町立富来病院に就業することなどが要件となっています。

いくつかの要件に該当しない場合は、返済が必要となりますので、十分に検討してから申し込んでください。

- ◆**応募資格** 保健師、助産師、看護師の養成施設に在学し、卒業後直ちに富来病院で看護師業務に従事しようとする人
- ◆**貸与金額** 月額 80,000円
- ◆**申請期間** 通年受付
- ◆**その他** 富来病院修学資金担当まで、気軽に相談してください。
- ◆**問合せ先** 町立富来病院 修学資金担当

☎ 42-1122

交代

4月1日から

### 富来病院の皮膚科医師がかわります！

- ◆**転入** 坂田 祐一 医師  
(金沢医科大学病院から)

皆さんよろしく  
お願いします。

なお、診察時間などは  
これまでと変わりません。

- ◆**転出** 南部 昌之 医師  
(金沢有松病院へ)

※富来病院の診療日程については、志賀町ホームページまたは富来病院に備え付けの診療日程表をご覧ください。

町立富来病院 ☎ 42-1122



花々や木々が美しい季節になってきました。  
散歩がてらに図書館に足を運んでみてはいかがですか？新生活  
を迎える人もそうでない人も、ぜひ図書館を利用してください。

志賀町に在住、在勤、在学、志賀町出身の人で  
あれば、利用者カードを作ることができます。  
詳しくはカウンターまでお尋ねください。

## 【志賀町立図書館】

### ●おはなし会

日時：4月2日(水)・16日(水)  
16時～  
場所：1階・絵本コーナー

紙芝居や絵本の読み  
聞かせを行っています。  
リクエストもできます！  
親子や友だちで気軽に  
参加してください♪

### ●子ども読書の日 ワクワクおはなし会

日時：4月26日(土) 14時～  
場所：2階・おはなし会室

4月23日～5月12日は  
「こどもの読書週間」♪  
楽しいお話いっぱいのお  
はなし会を開催！

### ◆おすすめの本◆

- 『おやつ アンソロジー』 阿川 佐和子ほか・著  
日本を代表するエッセイスト、小説家たちによる「おやつ」  
にまつわるエッセイを42篇収録。花見だんごやドーナッツなど  
おいしそうなおやつを思わず食べたくなるあまーい極上の1冊。
- 『恋する文学』 金沢学院大学文学部日本文学科・編  
石川、富山、福井の北陸を舞台に描かれた、五木 寛之さん  
の「恋歌」や曾野 綾子さんの「火と夕日」などの著名作家に  
よる恋愛小説を収録。知っている地名も登場し、より親近感を  
覚える、多様な愛の形が詰まった1冊。

### ◆新着の本◆

- 日本橋本石町やさぐれ長屋 宇江佐真理
- 喰う(わらう)名医 久坂部 羊
- 頼みある仲の酒宴かな(縮尻鏡三郎8) 佐藤 雅美
- 立身いたしたく候 梶 よう子
- よるのふくらみ 窪 美澄
- 僕と先生 坂木 司
- 長女たち 篠田 節子
- 相も変わらずきりきり舞い 諸田 玲子
- 約束の海 山崎 豊子
- ジョバンニの島 杉田 成道
- ふなっしーのおはなっしー ふなっしー

**休館日** 7日(月)、14日(月)、21日(月)、  
28日(月)

**開館時間** 平日 9時30分～18時  
土日祝 9時30分～17時

### お問い合わせ先

志賀町立図書館 ☎32-1740  
志賀町立富来図書館 ☎42-2777

## 児童館通信

### ……お知らせ……

#### ★工作(虹色万華鏡づくり)

4月12日(土)、13時30分から、虹色万華鏡  
づくりを行います。低学年を対象に、紙コップや  
分光シートを使った、簡単で不思議な手作りおも  
ちゃです。のぞ  
き窓からみえる  
色々な光を楽し  
みましょう。多  
数の子どもたち  
の参加をお待ち  
しています。



#### ★親子リトミック遊び

子育て支援活動の一環として、未就園児を対象  
とした親子リトミック遊びを、4月16日(水)、  
10時30分から、萩沢理恵先生の指導で行います。  
親子が音楽に合わ  
せて身体を動かし  
たり、歌ったりして  
楽しい時間を過ご  
せます。行事予定  
を参考に、気軽に  
参加してください。



### 4月の行事予定

12日(土) 工作(虹色万華鏡づくり・低学年対象・15人)	13:30～
16日(水) 親子リトミック遊び(定員20組)	10:30～

★申し込み、お問い合わせは志賀町児童館まで

**休館日** 4月20日(日)・29日(火・祝)

**開館時間** 9時～17時30分

**お問い合わせ先** 志賀町児童館

☎ 32-1724

ボクたち ワタシたちむし歯がないんだよ。



平成26年2月13日・27日の健診分

# 虫歯のない子、 集まれ～！



## 介護が必要となった原因疾患

順位	原因	割合
1	認知症	25%
2	関節疾患	20%
3	転倒・骨折	11.1%
4	脳血管疾患	10%
5	悪性新生物 (がん)	6%

(平成24年度 要介護認定新規申請者)

当時の介護が必要となった原因疾患の第1位は認知症です。認知症は身近な病気であり、高齢化が進んでいる中、今後ますます増えていくことも予測されます。

2月9日(日)、「認知症講座」を開催しました。公立能登総合病院T・DOK、Sによる演劇では、認知症患者の心の描写を通して認知症を正しく理解できる、笑いあり涙ありの内容でした。また、健康運動指導士・元尾教恵氏によるリフレッシュ体操では、声を出して体を動かして認知症を予防する脳トレ体操を行いました。会場には500人以上の人が訪れ満席となり、認知症に対する関心の高さがうかがえました。

大勢のご参加、ありがとうございました。

健康福祉課 (地域包括支援センター) ☎ 32-9132

お寺のお参り～…  
いつやっけ？

朝も言うたがいね！  
明後日やよ！  
(また同じ事言うて…怒)

(怒られて  
ばっかり…悲)



「認知症講座」は5月の  
しかチャンネルで放送予定！  
みなさん、ぜひご覧ください！

こんにちは  
地域包括支援センターです

# 児 童 扶 養 手 当 制 度

## 児童扶養手当とは…

父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### 【受給資格者】

一定の所得限度額以下で、次の条件にあてはまる児童を監護している母、児童を監護し生計を同じくする父、または父・母に代わってその児童を養育している人（養育者）が受給することができます。

児童である要件は、18歳到達後の最初の3月31日まで（中度以上の障がいをもつ児童は20歳まで）です。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童（児童が年金の加算対象になっている場合は除く）
- ・父または母の生死が1年以上明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

### 【支給対象外】

- ・児童が日本国内に住所がないとき
- ・児童が父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けられるとき
- ・児童が父または母に支給される公的年金給付の額の加算対象になっているとき
- ・労働基準法等の規定による遺族補償を受けられるとき
- ・児童が児童福祉等施設に入所しているとき
- ・受給資格者が事実婚（同居または、頻りに訪問かつ生活費の援助など）があるとき

☎ 住民課 ☎ 32-9122



高浜町  
こうすけ  
鬼頭 幸佑くん



高浜町  
あいか  
安中 愛夏ちゃん



高浜町  
なつ  
喜佐 那緒ちゃん



高浜町  
こなつ  
加藤 胡捺ちゃん



三明  
るき  
川崎 琉葵くん



富来地頭町  
なみ  
新谷 奈南ちゃん



酒見  
あきな  
関口 愛季夏ちゃん



館開  
なおと  
小林 直豊くん

志賀町要保護児童対策  
地域協議会だより

児童虐待防止は

DV防止から

夫婦間でも暴力は犯罪です。この場合の暴力は身体的な暴力のほか、精神的暴力や性的暴力などを含みます。子どもの目の前で行われる家庭内の暴力などは、子どもに深刻な影響を与える「心理的虐待」であると定義されています。

家庭内の暴力（DV…ドメスティック・バイオレンス）の被害者の多くは女性です。しかも夫婦の間などに発生する暴力であるため、外からは見えにくかったり、被害者が「自分にも責任がある」と加害者をかばう気持ちを持つことがあることからなかなか表面化しません。また、経済的に自立することが難しいという理由で、被害者が我慢してしまうケースも多く見られます。

しかし、どんな理由であれ許される暴力はありません。被害女性やその家庭の子どもに対して、現在のみならず未来に至るまで、大変深刻な影響を及ぼすものであることをしっかりと認識しなければなりません。

DVのご相談は、石川県女性相談支援センター  
☎ 076・223・8655 まで。

**文芸教室**

**富来俳壇**

衰えし足腰尻ふ四温かな  
 混濁の世に警鐘や春の雷  
 有毒の黄砂に怒髪天を衝く  
 落ちてまだ生気のありて椿かな  
 機具岩真中陽矢射す春の波  
 神木に春の気配や里動く  
 朝ぼらけ鶯三声佳境かな  
 この児等に未来を託す春太鼓  
 雛飾り座して話すや三世代  
 旧友訪へば留守庭の梅匂ひけり

長根尾郁恵  
 須戸ひろし  
 角谷 秀文  
 富地 重内  
 浅野 照子  
 下野 久雄  
 新澤 和子  
 小島 史子  
 川田まさを  
 森下いわお

**貝がら川柳社**

まだまだと思つた歳ももう八十路  
 もう春はすぐそ雪と格闘し  
 もう年か影法師見て腰のぼす  
 もう老いて限界田畑荒れ果てる  
 もう少し生きる積りで医者通い  
 もう少し貴方のそばにいさせてね  
 賭け事はやればやる程熱くなる  
 新人を叩けば熱いうちに辞め  
 金婚に情熱もさめ空気です  
 早朝に熱気あふれる魚市場

坂下二三子  
 木村 貞涼  
 村中 光彦  
 前田 志津  
 小松 彰一  
 炭谷 良子  
 遠藤美朝子  
 山本 静香  
 西尾 善春  
 橋田明日香

**西浦川柳会**

ここに咲き広く飛び交う杉花粉  
 日章旗歌声響くソチ五輪  
 酒をつぎ歌で酔わせるおもてなし

川上 富子  
 小松 康子  
 西尾 海春

**はまなす句会**

春炬燵外に明るき子等の声  
 まんさくやもつれを解かぬ花の紐  
 老梅の苔むす枝にはる蕾  
 恋猫のいがみ合ふ声闇を裂く  
 縄張りて老の高さに若布干す  
 そぞろ出てあちこち探る名草の芽  
 風船にしのぶ富山の薬売り  
 浜に生れ暮らす幸せあをさ採る  
 涅槃会を告げる張り紙寺の門  
 袖替へて一輪かざる水仙花

北谷 芳子  
 坂下 草風  
 坂下 豊子  
 土田 エミ子  
 土田 清枝  
 土田 まつい  
 鍋岡美智子  
 藤田 君枝  
 淵端 三之  
 細川ふじ子

**「門」土筆の会**

アンコールに応へて今日も露の味噌  
 室咲きの桃活け結婚六十年  
 秘めごとの後生大事に夜の梅  
 雲間よりサーチライトの春陽ざし  
 能登の富士雪うつつらと朝日今  
 鍬の柄の緩み直すや春浅し

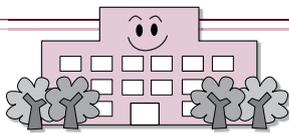
前川美代子  
 堀 綾子  
 須戸ひろし  
 池田 玲子  
 安田紀美恵  
 高岩 満

**志賀歌会**

帰り際また来てくれと力なく  
 言いし兄の病室を出る  
 感動か老いし証かわけもなく  
 出産シーンに涙出でくる  
 飾りどれひもだけ残る鞆背う  
 日は暮れ君は小さな戦士  
 採みしだく海浪白く雪の舞う  
 空重く垂れる介護ゆく朝  
 元旦にひしひし思う生かされて  
 今年は午年うれしやわれも  
 雪の凄まじき音の荒れ狂う  
 雪も呼んでか春まだ遠く  
 黒染めの姿清しく経を読む  
 童が頭浮かび胸打つ  
 しびれ増す両手でおせち調べて  
 三人の妹待つ姉の情  
 夫が切り我が集める柿の枝  
 大寒の空果てしなく青し  
 成人の着付けに華やぐ娘のまわり  
 母なる人のよるこび溢れて  
 便りとも吉事なりとも思わぬや  
 重けく降りくる白雪なれば  
 案内の声かけくるまで黙しいる  
 内科三番の待合室に  
 四、五段を上りて休むをくりかえし  
 ようやく辿りて初詣する  
 夫逝きしあの大寒の朝は風  
 アイスクリームの味は冷たく  
 紅白をみながらいつか寝入りたり  
 午年母子新しき朝  
 新しき細胞見つけし科学者は  
 エプロン姿のうら若き人

泉 広栄  
 花野 美咲  
 鹿乃 夏子  
 石田 豊  
 吉崎てい子  
 山瑞千代子  
 向永いみ子  
 芳野 法子  
 坂井外志子  
 福島 信子  
 中田 和子  
 田端 正敏  
 岩上 久枝  
 池野千絵子  
 安中加奈子  
 吉本 興彦

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については一首(一句)として送付ください。紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。※毎月7日までに送りください。  
 ■宛先/〒925-0198志賀町末吉千古1番地1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで



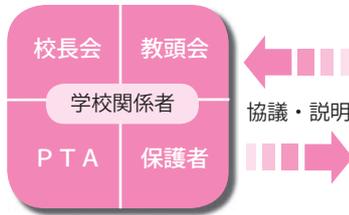
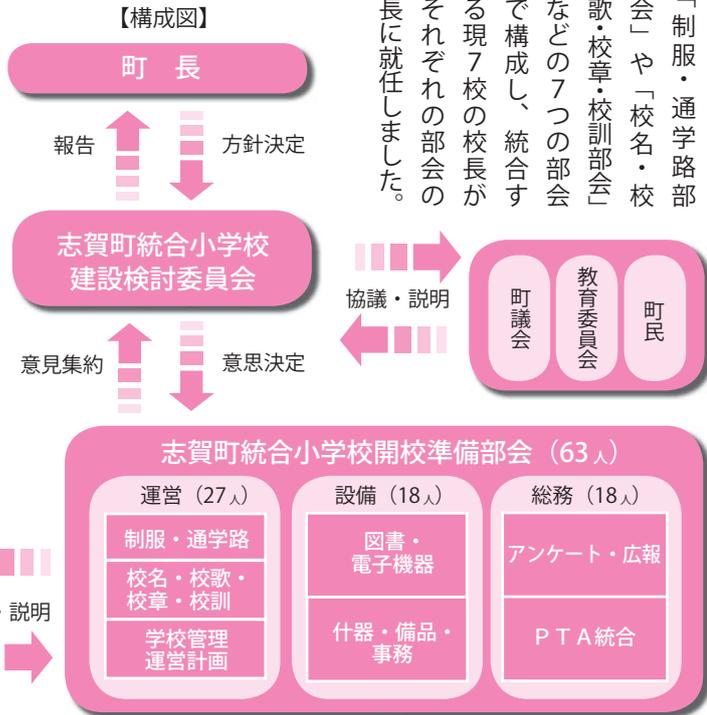
志賀町統合小学校建設検討委員会  
事務局 ☎ 32-9360

## 統合小学校建設検討委員会だより



### 『志賀町統合小学校開校準備部会』を発足しました。

部会役員は、統合する7校からそれぞれ選出され、部会長や、事務局員を含めると、現在63人の構成となっています。(構成図参照)  
PTA役員や保護者などの学校関係者と協議を進めながら部会で意見をまとめ、検討委員会に報告していくので、学校関係者からの意見を取り入れる大切な役割をもつ組織となります。各部会の紹介や進捗状況については、今後お知らせしていきます。



## 法律相談

・弁護士 (元高等検察庁検事)、愛知学院大学法科大学院特任教授  
國田 武二郎 (堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事故など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

### 婚外子の相続について

Q: 父親が亡くなり、長男である私と妹が相続をすることになりました。ところが、父親には、母とは別に女性がいる、その女性との間に男の子Aさんがいます。父親が亡くなったことを聞きつけたAさんは、父親の相続財産については自分も私達と同等の相続分があると言っています。本当にそうなのでしょうか。

り扱いは、憲法14条に「法の下の平等に反する規定である」として民法の規定は違憲であるとの判断を示しました。民法制定から115年。民法における象徴的な婚外子差別規定がなくなり、子どもも平等が明示された歴史的「違憲」判断です。この判断を受けて、平成25年12月5日に民法が改正され、半分にすると「但書き」の部分は削除されました。

A: 従来、我が国では法律婚が尊重され、法律婚でなく生まれてきた子どもは「庶子」「私生子」「婚外子」などと差別的な言葉が用いられてきました。そして、相続においても、法律婚で生まれた子どもを「嫡出子」、そうでない子を「嫡出でない子」とし、その相続分も嫡出子の半分と規定されていました(民法900条4号但書)。しかし、この規定に対しては、子は親を選べないのに生まれ方で差別されるのはおかしい。法律的な権利や義務については等しく取り扱う「法の下の平等」(憲法14条)に反するという批判が従来からありました。

平成25年9月5日の最高裁大法廷は、非嫡出子に対する相続分の差別的な取

従って、Aさんの主張は、正しい主張です。しかし、改正後の規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続に適用されることで、その結果、9月4日以前に開始した相続には、従前どおり、半分とする規定が適用されます。ただ、大法廷の判断は、平成13年7月当時の相続事案であったことから、その時点からの相続についても、平等になるのではないかという問題があります。しかし、既に従前の民法の規定で合意などがなされて遺産分割などが確定している相続については、これを蒸し返すことは法的安定性を害し妥当ではありません。上記最高裁もそのような判断をしています。